後期高齢者医療

平成24年度 保険料が決定
決定通知書の内容確認を

市は、平成24年度の後期高齢者医療保険料を決定しましたので、7月中旬に保険料額決定通知書を送付します。

【保険料の納め方】

保険料は、原則年金からの天引きで納めることになります（特別徴収）。また、希望する人は口座振替で納めることもできます（普通徴収）。

【保険料の計算方法】

保険料は、1人ずつ均等に負担する「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」の合計です。上限は55万円です。

保険料＝「4万6千390円」（均等割額）＋「（総所得額－33万円）×9・12％」（所得割額）

【保険料の軽減】

◆均等割額の軽減◆

所得の低い世帯の人は、世帯主および被保険者の合計所得に応じて、保険料の均等割額を左表のとおり軽減します。

※65歳以上の人の公的年金所得は、通常の所得から15万円を控除した額で決定します。

◆所得割額の軽減◆

被保険者本人の合計所得から33万円を引いた金額が58万円以下の人は、所得割額を5割軽減します。

◆被扶養者であった人の軽減◆

後期高齢者医療保険に加入する前日まで、会社の健康保険組合・協会けんぽ（旧政府管掌健康保険）・共済組合などの被用者保険の被扶養者だった人は、所得割はかからず、均等割額を9割軽減します（国民健康保険・国民健康保険組合を除く）。

なお、この軽減は京都府後期高齢者医療広域連合が、各社会保険などからの加入情報を基に決定していますが、各社会保険などからの情報に漏れがある場合があります。保険料が軽減されていない人は、社会保険などが交付する「資格喪失証明書」を持参してください。

問合せ先＝国保医療課（☎64・1374）

被保険者全員＋世帯主の総所得金額など	軽減割合
所得が33万円以下の世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下（そのほかの所得がない場合）	9割軽減
所得が33万円以下の世帯で、9割軽減に該当しない	8.5割軽減
所得が33万円＋24万5千円×被保険者数（被保険者である世帯主を除く）以下の世帯	5割軽減
所得が33万円＋35万円×被保険者数（被保険者である世帯主を含む）以下の世帯	2割軽減

被保険者証の切替月
平成23年度分の有効期限は7月末

7月中に、後期高齢者医療制度被保険者に新しい被保険者証を郵送します。

現在交付している被保険者証は、有効期限が7月31日㈫までです。8月1日㈬からは、新しい被保険者証で受診してください。

【記載内容を確認】

新しい被保険者証が届いた人は、住所・氏名・生年月日・一部負担金割合（医療機関での窓口負担割合）を確認してください。

重度心身障害老人健康管理事業の対象者は、新しい被保険者証に対象者シールを貼るための更新申請が必要です。更新がまだの人は忘れずに申請してください。

なお、医療機関での窓口負担割合は、平成23年中の収入などを基に判定します。窓口負担割合は、1割または3割です。

【限度額適用・標準負担額減額認定証とは】

世帯全員が住民税非課税の人は、医療機関での窓口支払い時に入院時の食事代などが減額されます。

入院や高額な外来診療を受ける場合は申請してください。

現在、限度額適用・標準負担額減額認定証を持っている人で8月以降も引き続き対象となる人には、7月中に新しい認定証を郵送します。

【申請・問合せ先】

国保医療課（☎64・1374）

福祉医療制度

8月から新受給者証で
申請が済んでいない人は提出を

市は、左表のとおり老人・障害者・母子医療制度（福祉医療制度）および重度心身障害老人健康管理事業を設けています。申請には健康保険証・印鑑が必要です。

【受給者証の切替月です】

7月は、福祉医療制度の「福祉医療費受給者証」の切替月です。新しい受給者証は、7月中に郵送します。8月1日㈬からは、必ず新しい受給者証で受診してください。

なお、すでに受給している人で、申請書の提出がまだの場合は、早めに提出してください。

なお、老人医療制度は、世帯構成や前年の収入額で審査します。「非該当」の判定になった人には、お知らせします。医療費の自己負担分の割合は、本人および扶養義務者の課税所得により、3割負担となる場合があります。

【限度額適用認定証の申請は7月末までに】

住民税非課税世帯の人で「福祉医療費の一部負担金限度額適用認定証」を持つ人も更新月です。

前年度に該当しなかった人で、世帯構成の変動や収入の減少などで今年度は該当すると思われる人も、7月31日㈫までに申請してください。

【申請・問合せ先】

国保医療課（☎64・1374）

制度・内容	対象
◆老人医療制度◆ 医療費の自己負担分の一部を助成	65～69歳で、①～③のいずれかに該当する人 ①1人暮らし ②満60歳以上の人のみで構成する世帯 ③所得税非課税世帯 ※①②は所得制限があります。 ※住民税非課税世帯の人は、通院・入院に掛かる医療費の自己負担額を軽減します。
◆障害者医療制度◆ （後期高齢者医療被保険者以外の人） ◆重度心身障害老人健康管理事業◆ （後期高齢者医療被保険者の人） 健康保険で受診したときの自己負担分を助成	次の①～④のいずれかに該当する人 ①身体障害者手帳1級または2級を持つ ②療育手帳Aを持つ ③療育手帳B（b1）と身体障害者手帳3級を持つ ④精神障がいを持つ人で障害基礎年金1級または2級を受給する
◆母子医療制度◆ 健康保険で受診したときの自己負担分を助成	母子家庭で18歳以下（高校3年生相当以下）の児童と母親

社会を明るくする運動

法務大臣のメッセージを市長に
7月は強調月間

6月12日、綴喜地区保護司会京田辺分区長の岡本義男さんと副会長の上村善彦さん、綴喜地区更生保護女性会会長の高橋圭子さん、綴喜地区更生保護協会田辺支部支部長の大崎勲さんが市役所を訪問。法務大臣の「社会を明るくする運動を活発に実施してください」というメッセージを石井市長に伝達しました。

社会を明るくする運動は、法務省が青少年の健全育成・犯罪や非行のない明るい社会を築くため行っています。

7月は、社会を明るくする運動の強調月間で、全国でさまざまな運動を展開しています。期間中、社会を明るくする運動京田辺市推進委員会でも、市内で街頭啓発などを行います。

問合せ先＝人権啓発推進課（☎64・1336）

地球温暖化対策実行計画推進委員会

市民委員を募集
あなたの意見を計画に

市は、地球温暖化対策実行計画推進委員会の市民委員を募集します。

同委員会は、「地球の未来を考えるまち」を目指すための地球温暖化対策実行計画の策定や環境問題に対する取り組みなどを話しています。地球温暖化問題に関心のある人は応募してください。

対象＝市内に在住・通勤・通学する18歳以上の人

任期＝2年。報酬あり

会議の回数＝平日に年2～4回程度

募集人数＝若干名。多数の場合は意見などで選考します

応募方法＝封書かはがきに住所・氏名（ふりがな）・電話番号・職業・年齢・性別・地球温暖化問題についての意見を書いて、郵送してください。

なお、応募書類は返却しません。

しめきり＝7月22日㈰（当日消印有効）

応募・問合せ先＝環境課（〒610・0393〈住所不要〉、☎64・1366）

市営住宅の入居募集
受付期間は7月9～18日

市は、下表の市営住宅の入居希望者を募集します。入居時期は、9月上旬です。

【応募資格】

次の要件をすべて満たす人

▼同居予定の親族がいる

▼収入が入居基準範囲内である世帯

▼市内に住所を持ち、住宅に困っていることが明らか

▼連帯保証人が2人いる

▼申込者・同居予定の親族が暴力団員でない

なお、単身者の場合は、別の資格があります。

【申込方法】

開発指導課にある申込書に世帯全員の住民票と所得・課税証明などを添えて市役所301会議室へ持参してください

なお、申し込みは1世帯に1戸までです。案内書・申込書は、市ホームページ・三山木福祉会館にもあります。

【受付期間】

7月9日㈪～18日㈬午前9時～午後4時45分。午前11時30分～午後1時15分、土・日曜日、祝日を除く

【問合せ先】

開発指導課（☎64-1341）

団地名	建設年度	募集戸数	部屋タイプ	家賃
興戸団地第1期	平成5年	各1戸	3LDK	25,900円～44,100円
一休ケ丘団地第2期	平成13年			31,400円～53,400円
三山木団地	平成17年			32,200円～54,700円

家賃は所得により変わります。市営住宅はすべてRC構造です。

子宮頸がん　乳がん　大腸がん

早期発見のため受診を
検診の無料クーポン券を郵送

市は、特定の年齢に達した人へ子宮頸がん・乳がん・大腸がん検診の無料クーポン券・検診手帳を送りました。

日本人の死因でトップになっている「がん」。しかし、早期発見・早期治療で「治るがん」も増えています。この機会に必ず受診してください。

【検診期間】

▼**子宮頸がん検診・乳がん検診**＝7月2日㈪～平成25年2月28日㈭

▼**大腸がん検診**＝7月2日㈪～12月29日㈯

【対象】

下表のとおり

なお、紛失した人・他市区町村が発行した無料クーポン券を持ち、実施期間中に本市へ転入した人はお問い合わせください。

【検診内容】

▼**子宮頸がん検診**＝問診・内診・細胞診（子宮体がん検診は、必要な人のみ）

▼**乳がん検診**＝問診・視触診・マンモグラフィ

▼**大腸がん検診**＝問診・免疫便潜血検査（2日法）

ただし、クーポン券を忘れたときは、受診できません。

【問合せ先】

健康推進課（☎64・1335）

年齢	生年月日
子宮頸がん検診〈女性〉	
20歳	平成3年4月2日～同4年4月1日
25歳	昭和61年4月2日～同62年4月1日
30歳	昭和56年4月2日～同57年4月1日
35歳	昭和51年4月2日～同52年4月1日
40歳	昭和46年4月2日～同47年4月1日
乳がん検診〈女性〉	
40歳	昭和46年4月2日～同47年4月1日
45歳	昭和41年4月2日～同42年4月1日
50歳	昭和36年4月2日～同37年4月1日
55歳	昭和31年4月2日～同32年4月1日
60歳	昭和26年4月2日～同27年4月1日
大腸がん検診〈男性・女性〉	
40歳	昭和46年4月2日～同47年4月1日
45歳	昭和41年4月2日～同42年4月1日
50歳	昭和36年4月2日～同37年4月1日
55歳	昭和31年4月2日～同32年4月1日
60歳	昭和26年4月2日～同27年4月1日

平成24年4月20日現在で本市に住民票のある人

国民年金

納付困難な人は免除申請
30歳未満は若年者納付猶予

国民年金保険料の納付が経済的に困難な人は、保険料納付の免除・猶予制度があります（任意加入者を除く）。保険料の免除・猶予を受けず未納分があると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。継続承認以外は、毎年度申請が必要です。学生は、学生納付特例制度をご利用ください。

【免除制度】

対象＝20歳以上60歳未満の人

内容＝本人・世帯主・配偶者の前年または前々年の所得を基準とし、一定額以下の場合に、保険料の全額・4分の3・半額・4分の1を免除します

【若年者納付猶予制度】

対象＝30歳未満の人

内容＝本人・配偶者の前年または前々年の所得などを基準に審査します。

期間は、年金額に反映しません

【免除・猶予の承認期間】

申請日の年度（平成24年7月～同25年6月）。年度途中でも、その年度の7月までさかのぼって承認を受けることができますが、事故や病気で障がいが残ったときは、障害基礎年金を受け取ることができない場合があります

7月は、平成23年度の申請も受け付けます。

【申請に必要なもの】

▼年金手帳▼印鑑▼平成23年3月31日以降の退職者は、雇用保険被保険者離職票か雇用保険受給資格者証（写し可）。雇用保険未加入者は相談してください▼平成24年1月2日以降に転入した人は、同年1月1日に住んでいた市区町村発行の同24年度所得・課税証明書か非課税証明書（7月に平成23年度の申請をする場合は、同23年1月1日に住んでいた市区町村発行の同23年度のもの）

【問合せ先】

▼市民年金課（☎64・1333）▼京都南年金事務所（☎075・643・2547）

女性交流支援ルーム

DVDを新たに追加
図書・ビデオの種類が豊富に

女性交流支援ルームは、貸出図書624冊、ビデオ・DVD68本を所蔵しています。今回、右表のとおり、新たにDVDを5本追加しましたので、ぜひご利用ください。

貸出期間・貸出数＝▼**図書**…2週間・1人2冊▼**ビデオ・DVD**…1週間・1人1本

問合せ先＝女性交流支援ルーム（☎65-3709）

タイトル(出版年)	監督
食堂かたつむり(2010)	富永まい
ココ・アヴァン・シャネル(2010)	アラン・フォンテーヌ
マルタのやさしい刺繍(2006)	ペティナ・オベルリ
食べて、祈って、恋をして(2010)	ライアン・マーフィー
リリィ、はちみつ色の秘密(2008)	ジーナ・プリンス=バイスウッド